仮設住宅サポート拠点運営事業

平成31年度予算案:復興庁所管「被災者支援総合交付金」177億円の内数

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、仮設住宅に併設される「サポート拠点」(総合相談、 生活支援等)の運営費用等について財政支援を行う。(被災自治体の地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災 者支援活動が実施可能となるよう、平成28年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施。)

- O 実施主体 : 岩手県、宮城県、福島県及び管内市町村等
- 〇 事業内容

被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する拠点として、「サポート拠点」の運営を推進する。

(取組例)社会福祉士や介護福祉士などによる専門相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時預かり・ 学童保育、訪問・安否確認、外出支援、災害公営住宅等への円滑な移住に向けた支援(専門相談)など

※ 事業実施にあたっては、被災者の見守り・コミュニティ形成の支援等について、各被災自治体においてニーズに応じた的確な支援を行うことが可能となるよう、交付金の他のメニュー事業と横断的な事業計画を策定し、被災者支援総合交付金による一体的な支援を行うものとする。

【参考】

- ◆ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業(震災対応分)) → 平成27年度末をもって終了
 - ※ 基金での予算措置状況 平成23年度1次補正予算額 70億円 平成23年度3次補正予算額 90億円

平成25年度当初予算額 23億円 平成26年度当初予算額 15億円

平成27年度当初予算額 18億円 (平成28年度以降は「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施)



概要•目的

- 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サー ビス、地域交流など総合的な機能を有するサポート拠点を整備。
- サポート拠点の設置・運営等のための費用として、平成23年度1次補正予算で70億円、3次補正予算で90億円、 平成25年度予算で23億円、平成26年度予算で15億円、平成27年度予算で18億円を計上。 (平成28年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施)

設置箇所数	岩手県	宮城県	福島県
62箇所	16箇所	34箇所	12箇所

サポート拠点の一例(岩手県釜石市「平田地区サポートセンター」)

※平成30年8月末日時点

- ○東京大学高齢社会総合研究機構と協力し、総合相談、デ イサービス、訪問看護、地域交流、診療機能等の機能を 包括的に提供するサービス拠点として整備。仮設住宅を 1つの"まち"と捉え、仮設住宅と一体的に整備。
- ※ 周辺の仮設住宅の状況:釜石市平田総合公園仮設住宅 [戸数] 240戸
- ○高齢者の孤立防止や地域との交流に配慮した「コミュニティ ケア型」の仮設住宅を建設。



サポートセンター外観



主な機能

総合相談

デイサービス

居宅サービス等

(居宅介護支援、訪問介護)

配食サービス等の生活支援

地域交流



集会室・デイルーム



被災地健康支援事業(被災者支援総合交付金)

平成31年度予算(案):177億円の内数

(平成30年度予算:190億円の内数)

- 仮設住宅における生活の長期化により、生活不活発病や高血圧症の増加、栄養バランス等食生活の乱れや身体活動量の低下などを懸念する指摘もあり、長期間にわたり仮設住宅での生活を余儀なくされる被災者の方の健康支援は重要な課題。
- 被災自治体における健康支援活動の強化を図るため、仮設住宅における保健活動等を支援。

【事業の対象地域】岩手県、宮城県、福島県

【事業内容】

県・市町村が、各被災地の実情に応じて実施する以下のような事業を支援。

- 仮設住宅入居者を対象とした多様な健康支援活動の実施及びそれらを担う専門人材の確保
 - 全戸訪問等による巡回健康相談などの実施
 - 支援が必要な方に対する個別訪問等のフォローアップ
 - 牛活不活発病予防のための体操や健康運動教室の開催
 - 歯科医師等による歯科検診 指導
 - 管理栄養士等による栄養・食生活指導
 - 保健師、管理栄養士等の専門人材の確保 等
- 被災者に対する効果的な健康支援方策を検討する協議会の運営 など

災害発生自治体における保健師の確保等の取組

被災住民が住み慣れた仮設住宅等から新たな環境に身を置くことにより、これまでとは異なった健康問題を生じることが懸念されており、住民の心身面での不安に応えることができる保健師の人材確保が引き続き強く求められている。

保健師の確保策として、厚生労働省としては、これまでも以下のような取組を行っているところであるが、今後も引き続き保健師の確保について支援していく必要がある。

保健師の確保等に向けた厚生労働省の取組

- ・ 平成26年3月末に復興庁と厚生労働省の連名で、関係団体及び全国自治体あてに被災地の健康活動 支援への御参画・御協力に関する協力依頼通知を発出。
- ・ 平成26年8月に、国民健康保険中央会あてに、在宅保健師の会に所属する保健師に対し、被災地の 健康活動支援への御参画・御協力に関する周知を依頼。
- ・ 平成27年度厚生労働科学研究において、復興期等の現状及び活動を評価し、支援人材の確保・活用等のマネジメントを方向付ける指標ツールを開発。
 - ※「大規模災害復興期等における地域保健活動拠点のマネジメント機能促進のための評価指標ツール開発に関する研究」 (研究代表者:宮崎美砂子 千葉大学大学院看護学研究科教授)
- 平成29年7月に復興庁と厚生労働省の連名で、全国自治体あてに引き続き積極的な被災市町村への保健師の派遣協力依頼を行うとともに、関係団体に対しても、各団体で所管する枠組みを活用した、保健師の確保に関する協力依頼通知を発出。
- 平成30年12月に、全国自治体あてに、地方自治法に基づく自治体保健師派遣の協力依頼通知を発出。※平成27年度以降、毎年度12月に地方自治法に基づく職員派遣に関する同旨の通知を発出している。

16

東日本大震災被災者の心のケア支援事業

平成31年度予算(案) 177億円の内数

(平成30年度予算:1,532百万円)

1. 事業の目的

東日本大震災後に心のケアに関するニーズが増大した被災3県を対象に、精神保健行政機能及び精神医療サービス機能等の心のケアに関する支援を行い、もって 被災3県の復興に資する。

2. 業務概要

- (1)個別相談支援
 - ア. 保健所、市区町村、または心のケアセンター等を拠点とした、被災者の住居等への訪問による相談支援
 - イ. 医療機関等を拠点として、精神疾患患者に対し、多職種で構成されるチームによる訪問支援(アウトリーチ)
 - ウ. 教育機関、保育園、事業所、行政機関、医療・福祉施設、支援団体等の職員に対する相談支援、生徒・児童・社員等の**心のケアに関する後方支援**
 - エ その他、ア~ウの実施にあたり必要となる各地域の精神医療・保健・福祉に関する、行政機関、医療機関、民間団体との間における総合的な調整
- (2)心の健康の向上に資する各種事業
 - ア、心のケアに関するニーズ把握のための情報収集
 - イ. 本事業以外で被災者の心のケアを実施する各種支援者の技術向上のための技術的指導、助言、研修
 - ウ、地域で長期的に被災者の心のケアに従事する医師、看護師等専門職の人材の育成
 - エ. 一般住民に対する、心の健康に関する普及啓発、情報発信、及びそのための各種支援機関との連携
 - オ、本事業の各種活動により得られたデータの集積整理・分析、本事業の実施に必要な調査・研究
 - カ. 本事業の各種活動に必要な拠点の整備、及びその維持管理

3. 実施主体

岩手県、宮城県、福島県(事業運営の一部または全部について委任可)

岩手県こころのケアセンター:5カ所

受託団体:岩手医科大学

平成29年4月1日現在:職員数50名

中央センター・久慈地域センター・宮古地域センター

釜石地域センター・大船渡地域センター

みやぎ心のケアセンター:3カ所

受託団体:宮城県精神保健福祉協会平成29年4月1日現在:職員数62名

基幹センター・石巻地域センター・気仙沼地域センター

ふくしま心のケアセンター:7カ所

受託団体:福島県精神保健福祉協会 平成29年4月1日現在:職員数54名

基幹センター・県北方部センター 県中県南方部センター・会津方部センター いわき方部センター・相馬方部センター・ふたば出張所

4. 創設時期

平成25年度(平成23年度~24年度は障害者自立支援対策臨時特例基金で実施)

5. 支出科目

東日本大震災復興特別会計 (項)社会保障等復興政策費 (目)精神保健対策費補助金

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について

(復興庁所管・被災者支援総合交付金)

30年度予算額:190億円の内数 → 31年度予算案:177億円の内数

1. 事業概要

被災した子どもへの支援として、子どもをもつ家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、遊具の設置、子どもの心と体のケア等の事業を実施する。

2. 交付対象事業

(1)子ども健やか訪問事業

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

(2)仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業

仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している子どもが、安心して過ごすことができるスペースを確保し、かつ、子どもの遊びをサポートする者等を配置する。

(3)遊具の設置や子育てイベントの開催

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

(4)親を亡くした子ども等への相談・援助事業

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

(5)児童福祉施設等給食安心対策事業

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

(6)保育料等減免事業

東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施する。

3. 実施主体等

〇実施主体 各事業毎に設定

※ 市町村(指定都市及び中核市を除く。)が実施する場合は、都道府県を通じて補助

※ 各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

〇補 助 率 定額

医療·介護·福祉等

災害復旧関係

○ 介護施設等の災害復旧

平成31年度予算案 O億円

(社会福祉施設等災害復旧費補助金<東日本大震災復興特別会計>)

1. 概要

東日本大震災で被災した介護施設等のうち、各自治体の復興計画で、その年度に復旧が予定されている施設の復旧に要する費用について、財政支援を行うものであるが、平成31年度に復旧予定施設がないため未計上となっている。

2. 補助対象施設

- ◇特別養護老人ホーム
- ◇老人短期入所施設
- ◇介護老人保健施設

- ◇養護老人ホーム
- ◇軽費老人ホーム
- ◇訪問看護ステーション
- ◇老人デイサービスセンター
- ◇認知症高齢者グループホーム
- ヨン 寺

3. 補助対象経費

介護施設の災害復旧事業に要する経費 (※災害復旧事業が1件につき80万円以上)

4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市

5. 補助率の引上げ

- ◇ <u>激甚法指定による国庫補助率引上げ(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム</u>)
- ◇ その他施設についても、国庫補助率の引上げ

1/2 → 2/3に引上げ(例:認知症高齢者グループホームなど)

1/3 → 1/2に引上げ(例:介護老人保健施設など)

介護事業所等の事業再開に要する諸経費の国庫補助 (介護事業所・施設等復旧支援事業)

東日本大震災で被災した介護サービス事業者等に対し、事業再開に要する経費に対する国庫補助を行い、被災地で生活する要介護高齢者に対する介護サービスの確保を行う。

- 1. 平成31年度予算案 O. 5億円
- 2. 実施主体 岩手県、宮城県、福島県、 盛岡市、仙台市、郡山市、いわき市
- 3. 補助率 定額補助(10/10相当) (介護保険サービスごとに定める額)
- 4. 補助対象 東日本大震災により被災した 介護保険サービス事業所・施設を 有する事業者
- 5. 補助対象となる経費の例
 - 事業所の車輌(訪問、送迎等用)
 - 事務用品(パソコン、デスク等)
 - 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
 - その他事業再開に必要となる初度経費

【予算科目】※東日本大震災復興特別会計(復興庁一括計上)

(対象となる事業所・施設等)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、福祉用具貸与、居宅介護支援、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療病床、地域包括支援センター、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護

(定額補助の額(例))

訪問介護·訪問看護700万円/事業所通所介護800万円/事業所小規模多機能型居宅介護1,000万円/事業所

(項)社会保障等復興政策費 (目)社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金

障害者施設等の災害復旧(施設整備)事業の概要

平成30年度予算額 平成31年度予算案 42,995千円 → 641,666千円 ※25年度から(東日本大震災復興特別会計)※復興庁一括計上

(1)概要

東日本大震災等を受け、被災した障害者施設等の復旧事業について、実地調査を行い被害額を確定した上で、 その復旧に要する経費の一部を助成するもの

(2)補助対象施設 ※ 現在、過去において国庫補助金の整備対象としたものが対象。

保護施設、障害福祉サービス事業所(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)、障害者支援施設、短期入所事業所、共同生活援助事業所、身体障害者社会参加支援施設、盲人ホーム、市町村障害者生活支援センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児入所施設、児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業所、心身障害児総合通園センター等

(3)負担割合

事 項	国	都道府県	事業者
平時	1/2	1/4	1/4
① 激甚法の対象施設(公立施設の一部、児童福祉施設)	1/2~38/40	1/40~1/4	1/40~1/4
② 更なる法的措置による対象施設(激甚法対象施設以外で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に根拠のある施設)	2/3	1/6	1/6
③ 予算措置による嵩上げ(①、②に該当しない障害者施設など)	2/3	1/6	1/6

(4)内 訳

被災自治体からの聞き取りによる

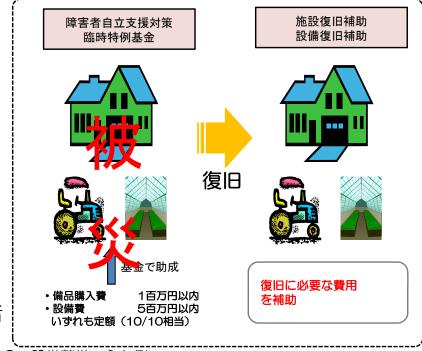
障害者施設の事業復旧にかかる設備整備

平成30年度予算額 平成31年度予算案 12,044千円 → 6,000千円

※25年度から(東日本大震災復興特別会計)※復興庁一括計上

障害者福祉のため当面必要な施設を確保するため、被災した障害者施設の復旧事業とあわせ、事 業再開のために必要な備品・設備等の復旧費用を補助する。

- 1. 所要額 6. 000千円
- 2. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市 (岩手県、宮城県、福島県)
- 3. 補助率 定額補助(10/10相当)
- 4、補助単価 • 備品購入費 1,000千円以内 • 設備費 5,000千円以内
- 5. 対象施設 東日本大震災により被災した障害者 施設(施設復旧事業並び)



〇 設備整備の主な例

- 印刷製本設備(カラープリンター、製本機)豆腐冷却用水槽、大豆洗浄機
- ・ パン製造設備(デッキオーブン、冷凍庫等) ・ 手織機設備
- 菓子類製造設備(大型オーブン等)
- クリーニング関連設備(洗濯機、乾燥機等) ・ 名刺・はがき用点字印刷機
- 車輌(マイクロバス、軽トラック、ワゴン) Tシャツ絵柄用プリンタ
- 厨房設備
- 椎茸等栽培用ビニールハウス、草刈機
- バイオ燃料生成装置用給油ポンプ

- フォークリフト、耕耘機

- おしぼり作業用ボイラー、包装機
- 培養土の貯蔵庫

障害福祉サービス事業再開支援事業

〇被災地における障害福祉サービス基盤整備事業

平成31年度予算案: 214,382千円

基大な被害を受けた被災地の事業所が、復興期において安定した運営ができるようにするため、被災障害福祉圏域ごとに障害福祉サービス復興支援拠点を設置し、福祉人材等のマンパワー確保のための支援や就労支援事業所の活動支援等を行うことにより、被災地における障害児・者に対する福祉サービスが円滑に提供できる体制を整備するために必要な費用について補助を行う。

- 1. 実施主体 岩手県、宮城県、福島県 (圏域内の中核となる社会福祉法人等に委託して実施することができる。)
- 2. 事業の内容 支援の必要な事業所等に対して①から③に掲げる支援を行い、以下の事業が円滑に進むよう支援する。
 - ① 圏域内事業所からの相談の受付
 - ② 福祉人材等のマンパワー確保のための支援
 - ③ 障害者就労支援事業所の活動支援
- 3. 補助割合: 定額(10/10)

児童福祉施設等の東日本大震災に係る災害復旧費(施設復旧)について (東日本大震災復興特別会計)

30年度予算額 1.3億円 → 31年度予算案 1.5億円

1 事業内容

東日本大震災で被災した児童福祉施設などのうち、各自治体の復興計画上、平成31年度に復旧予定の施設などの災害復旧事業に要する経費について財政支援を行う。

2 補助対象施設

児童養護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護施設、職員養成施設、婦人相談所、婦人相談所一時保護施設、幼保連携型認定こども園(保育を実施する部分)、幼稚園型認定こども園(保育所機能部分)、特例保育施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て支援のための拠点施設、児童厚生施設、母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム、母子健康包括支援センター

3 実施主体

県・指定都市・中核市

4 補助率

- ・激甚法の対象施設(児童養護施設、保育所など) 1/2 → 1/2に加え一定率(※)を嵩上げ (※自治体の復旧負担総額や財政状況に応じ決定され、通常の国の負担割合に加算)
- 予算措置による嵩上げ(激甚法の対象施設以外)1/2 → 2/3に嵩上げ1/3 → 1/2に嵩上げ

児童福祉施設等の東日本大震災に係る災害復旧費(設備復旧)について (東日本大震災復興特別会計)

30年度予算額 0百万円 → 31年度予算案 3百万円

1 事業内容

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の復旧事業と併せ、事業再開のために必要な備品・設備等の復旧費 用について計上するものである。

2 補助対象施設

児童養護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護施設、職員養成施設、婦人相談所、婦人相談所一時保護施設、幼保連携型認定こども園(保育を実施する部分)、幼稚園型認定こども園(保育所機能部分)、特例保育施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て支援のための拠点施設、児童厚生施設、母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム、母子健康包括支援センター

3 実施主体

県・指定都市・中核市

4 補助率

定額補助(10/10相当)

保健衛生施設等災害復旧費補助金(施設)

31年度予算(案) 0千円(復興庁計上) (30年度予算額 246.424千円)

東日本大震災で被災した保健衛生施設等の復旧を支援し、地域住民の健康確保や疾病予防など公衆衛生の確保を図る。

事業内容

施設種別	通常補助率 (災害復旧)	嵩上げ措置
市町村保健センター	1/3	1/2

【基本方針の該当箇所】

- 5 復興施策
- (2)地域における暮らしの再生 (地域の支え合い)
- (iii)被災者が安心して保健・医療、介護・福祉・生活支援サービスを受けられるよう、施設等の復旧のほか・・・環境整備を進める

積算の考え方

東日本大震災で被災した保健衛生施設等のうち、平成31年度中に復旧を予定している施設はないことから、 平成31年度予算(案)には予算計上しない。

水道施設の災害復旧に対する支援(復興) 〈復興庁ー括計上〉

31年度予算案 90億円 (30年度予算額 64億円)

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成31年度に復旧が 予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

(交付対象)

- ① 東日本大震災により被害を受けた水道施設及び飲料水供給施設(注1)を復旧する事業
 - → 〈補助率〉 80/100~90/100 (特別立法による嵩上げ。通常は1/2)
- ② ①と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設(注2)を復旧する事業
 - →〈補助率〉 1/2(通常は補助対象外)
- ③ ①の管路の漏水調査で請負に係るもの
 - →〈補助率〉 1/2(通常は補助対象外)

医療·介護·福祉等

その他の事項関係

東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置 (窓口負担・保険料の減免)

被災地全域

医療保険:57億円 介護保険:34億円

平成31年度予算(案)

障害福祉サービス等:15百万円

【 震災発生(平成23年3月)から1年間】

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等(注1)及び特定被災区域 (注2)の住民の方等について、窓口負担・保険料を免除
- 国により全額を財政支援(平成23年度補正予算及び特別調整交付金)

※「特別調整交付金」とは、災害等による窓口負担・保険料減免などによる給付費増などを全国レ ベルで調整する交付金(国民健康保険等における仕組み)



游難指示区域等

【平成24年度~平成30年度】

- 窓口負担・保険料の免除を延長
- 国により**全額を財政支援**(復興特会及び特別調整交付金)
- **避難指示が解除された区域等の上位所得層**(注3)の住民
 - ·平成26年10月以降順次、特別措置の対象外(注4)
 - 特別措置の対象外となった場合でも、本来の制度により、保険者の判断で窓
 - 口負担・保険料の減免が可能
 - ⇒ 財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内(障害福祉 サービス等にあっては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)



【平成31年度】

- (1) 帰還困難区域等(注5)の住民及び平成30年度以前に避難指示が解除された区 **域等の上位所得層以外**の住民
 - 窓口負担・保険料の免除をさらに1年延長
 - 国により**全額を財政支援**(復興特会及び特別調整交付金)
- ② 平成30年度以前に避難指示が解除された区域等の上位所得層の住民
 - 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
 - ⇒ ②の減免について、財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内 (障害福祉サービス等にあっては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)



特定被災区域(避難指示区域等以外)

【平成24年9月末まで】

- 窓口負担の免除及び保険料の減免を延長
- 国により全額を財政支援(特別調整交付金)



【平成24年10月以降】

- 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
- 財政負担が著しい場合に、国により**減免額の8/10以内(障害福祉** サービス等にあっては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)
- (注1)「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットス ポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。
- (注2)「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。
- (注3) 「上位所得層」とは、医療保険では高額療養費における上位2つの所得区分の判定基準を参考に設定(国保・後期高 齢者医療では、年収約840万円以上)。介護保険では、その基準に相当する基準を設定。
- (注4) 平成25年度以前に避難指示が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)の上位所得層は 平成26年10月から、平成26年度に避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一 部及び南相馬市の指定避難勧奨地点)の上位所得層は平成27年10月から、平成27年度に避難指示が解除された 旧避難指示解除準備区域(楢葉町の一部)の上位所得層は平成28年10月から、平成28年度及び平成29年4月1日 に解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一 部、浪江町の一部及び富岡町の一部)の上位所得層は平成29年10月から、特別措置の対象外。
- (注5) 「帰還困難区域等」とは、避難指示区域等から再編された区域であって、平成31年4月1日時点において設定されてい る①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。(平成31年度に解除された区 域を含む。)
- (※1) (注1)・(注2)・(注5)の区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方を含む。
- (※2) 避難指示区域等の窓口負担・保険料の免除措置に対する全額の財政支援の財源構成割合(復興特会:特別調整交 付金)は、国保・後期高齢者医療においては、平成26年度以前の8:2から、平成27年度から7:3に、平成29年度から 6:4に、平成31年度から4:6に変更。介護保険においては、平成26年度以前は全額復興特会であったが、平成2 年度から9:1に、平成29年度からは8:2に、平成31年度からは6:4に変更。

東日本大震災における被用者保険の特別措置 (窓口負担の免除・保険料の減免)

平成31年度予算(案)

医療保険:57億円 介護保険:34億円

障害福祉サービス等:15百万円

被災地全域

【 震災発生(平成23年3月)から1年間】 (窓口負担)

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方 不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等(注1) の住民の方等について、窓口負担を免除
- 保険者の財政状況に応じて国により**財政支援**(平成23年度補正予算)



避難指示区域等(注1)

【平成24年度~平成30年度】

- 窓口負担の免除を延長
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(復興特会)
- 避難指示が解除された区域等の上位所得層(注3)の住民
 - ・ <u>平成26年10月以降順次</u>、保険者の判断で窓口負担の減免が可能(注4) ⇒国による財政支援はなし(保険料負担)



【平成31年度】

- ① 帰還困難区域等(注5)の住民及び平成30年度以前に避難指示が解除された区域等の上位所得層以外の住民
- 窓口負担の免除をさらに1年延長
- 保険者の財政状況に応じて、国により財政支援(復興特会)
- ② 平成30年度以前に避難指示が解除された区域等の上位所得層の住民
- 〇 保険者の判断で窓口負担の減免が可能

(保険料)

- 震災により、従業員に対する報酬の支払いに著しい支障 が生じている事業所について、保険料の納付を免除
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援** (平成23年度補正予算)
- ⇒ 平成24年3月以降は、賃金水準に応じて保険料負担



特定被災区域(注2) (避難指示区域等以外)

〇 保険者判断で窓口負担の減免が可能

【協会けんぽ】窓口負担:平成24年9月末まで延長 【健保組合】 窓口負担:保険者判断により延長対応

⇒ 国による財政支援はなし(保険料負担)

- (注1)「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。
- (注2)「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。
- (注3)「上位所得層」とは、高額療養費における上位2つの所得区分の判定基準を参考に設定(標準報酬月額53万円以上)。
- (注4) 平成25年度以前に避難指示が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)の上位所得層 は平成26年10月から、平成26年度に避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の指定避難勧奨地点)の上位所得層は平成27年10月から、平成27年度に避難指示解除 された旧避難指示解除準備区域(楢葉町の一部)の上位所得層は平成28年10月から、平成28年度及び平成29年4月1日に解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川 俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)の上位所得層は平成29年10月から、財政支援の対象外。
- (注5)「帰還困難区域等」とは、避難指示区域等から再編された区域であって平成31年4月1日時点において設定されている①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。(平成31年度に解除された区域を含む。)
- (※) (注1)・(注2)・(注5)の区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方を含む。



原発事故に伴う対応関係

「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」(H29.12決定)のポイント

検討の背景

※復興庁作成資料

- 福島第一原発事故後6年9か月が経過した今なお、科学的根拠に基づかない**風評被害や偏見・差別が残っている。**
- 例) 福島県産農林水産物の全国平均価格との乖離(米:福島県-全国▲765円/60kg、肉用牛(和牛):福島県-全国▲242円/kg(H28))、教育旅行をはじめとした 観光業の不振(教育旅行宿泊者数:震災前比61.3%(H28年度))、学校における避難児童生徒へのいじめ 等

主な原因:放射線に関する正しい知識、福島県における食品中の放射性物質に関する検査結果、福島の復興の現状等の周知が不十分。

「総点検」を実施

○ これまで行ってきた被災者とのリスクコミュニケーションに加え、広く国民一般に対して情報発信することにも重点を置く。より具体的な情報発信の方法等を検討し、政府全体の戦略の下に各府省庁が、連携して統一的に取組を実施。

強化内容

○ <u>I「知ってもらう」、II「食べてもらう」、II「来てもらう」という視点</u>から、「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等について、<u>シンプルかつ</u> **重要な事項順に明示**。関係各府省庁では、**これを基に情報発信**。

I 知ってもらう

- (1) 伝えるべき対象
 - ①児童生徒及び教育関係者、②妊産婦並びに乳幼児及び児童生徒の保護者、③広く国民一般
- (2) 伝えるべき内容
 - ①放射線の基本的事項及び健康影響 ⇒ **日常生活で放射線被ばくゼロにはできない**、放射線はうつらない、放射線による遺伝性影響は出ない

放射線による健康影響は放射線の「有無」ではなく「量」が問題となる 等の8項目

- ②食品及び飲料水の安全性
- ⇒ 世界で最も厳しい水準の放射性物質に関する基準の設定や検査の徹底により、安全が確保されていること 等の3項目
- ③これらに加え、復興が進展している被災地の姿等を発信することを明示
- (3)発信の工夫

受信者目線で印象に残るような表現の工夫や、単なる資料配布に止まらないためのメディアミックスの活用、放射線量を視覚的、感覚的にスケール感がわかりやすい形での発信 等

- (4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策
- ①児童牛徒への放射線教育

- ⇒ 本戦略に基づく放射線副読本の改訂、副読本使用に止まらない具体的に伝わる取組の実施
- ②妊産婦及び乳幼児の保護者への情報発信 ⇒ 乳幼児健診の機会等を利用した情報発信の開始
- (5)被災地の不安払拭に向けた取組

被災者及び被災地で活動する事業者等についても、双方向のリスクコミュニケーションをこれまで以上にきめ細かく実施

強化内容

π 食べてもらう

- (1) 伝えるべき対象
 - ①小売・流通事業者、②消費者、③在京大使館、外国要人及び外国プレス、④在留外国人及び海外から日本に来ている観光客
- (2) 伝えるべき内容
- ①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」、②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準、③生産段階での管理体制等
- (3)発信の工夫
 - ①福島県産品の利用・販売促進 ⇒ 県産品の「魅力」や「美味しさ」のみならず、安全性も理解してもらえるような工夫を行い発信
 - ②国内外に向けた情報発信 ⇒ 放射性物質の基準値の国際比較による福島県を相対化した情報発信 等
- (4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策
- ①福島県産品の利用・販売促進 ⇒「福島県産農林水産物の風評払拭対策協議会」における取組やふくしま応援企業ネットワークとの連携を 通じた販売場所の情報発信 等
- ②福島県農林水産物等の流通実態調査 ⇒ 調査結果等を踏まえた、小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供 等
- ③輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ_⇒ 外交ルートを通じた働きかけ、外国人プレスや観光客といった「草の根」からの働きかけ 等

ボー 来てもらう

- (1) 伝えるべき対象
 - ①教師、PTA関係者、旅行業者、②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人、③県外からの観光客
- (2) 伝えるべき内容
- ①福島県の旅行先としての「魅力」、②福島県における空間線量率や食品等の安全、③教育旅行への支援策等
- (3)発信の工夫
- ①教育旅行関係者 ⇒「ホープツーリズム」※に関する発信、モニターツアー参加者の生の声の発信、パンフレットの活用 等
 - ※福島県が行っている、復興に向け挑戦する「人(団体)」との出会いや「福島県のありのままの姿(光と影)」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう取組
- ②海外の居住者 ⇒ 様々な機関からの情報発信、"Fukushima"の検索結果としてポジティブな画像が表示されるための工夫 等
- ③県外の居住者 ⇒ メディアミックスを活用した放射線に関する正しい知識等の情報発信、被災者の生の声の発信等
- (4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策
- ①県外からの旅行者の回復 ⇒ 福島県ならではの「ホープツーリズム」の推進、復興のシンボルとしての「Jヴィレッジ」や「コミュタン福島」の紹介
- ②海外からの旅行者の回復 ⇒ **東北を対象としたプロモーション**、現地ツアー等を通じた外国人プレスや観光客といった「草の根」からの発信 等」

今後の取組

- (1) 政府全体の取組
- 戦略の具体化に向け、**関係府省庁において**、速やかに本戦略を踏まえたパンフレット等を作成するとともに、**工夫を凝らした情報発信**を実施。 復興庁においては、いち早く**戦略を踏まえたモデル的なコンテンツを作成**。また、メディアミックスによる情報発信を実施。
- (2) 今後のフォローアップ
- 「風評払拭・リスコミ強化戦略策定プロジェクトチーム」等を開催するなど、関係府省庁の取組を継続的にフォローアップする体制を整備し、本戦略に沿って実施されているか等について点検。

食品中の放射性物質への対応の流れ

■食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応(平成23年3月17日~24年3月31日) 厚生労働省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、基準値を設定(平成24年4月1日~)

■食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(平成23年3月18日~)

平成23年3月18日 ~ 平成24年 3月31日 137,037件、うち暫定規制値超過 1,204件(0.88%)

平成24年 4月 1日 ~ 平成25年 3月31日 278,275件、うち基準値超過 2,372件(0.85%)

平成25年 4月 1日 ~ 平成26年 3月31日 335,860件、うち基準値超過 1,025件(0.31%)

平成26年 4月 1日 ~ 平成27年 3月31日 314,216件、うち基準値超過 565件(0.18%)

平成27年4月1日~平成28年3月31日340,311件、うち基準値超過291件(0.09%)

平成28年4月1日~平成29年3月31日322,563件、うち基準値超過461件(0.14%)

平成29年4月1日~平成29年3月31日 306,623件、うち基準値超過 200件(0.07%)

平成30年4月1日~平成30年9月31日 99.184件 うち基準値超過 144件 (0.15%)

■基準値を超過する食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄

■食品の出荷制限等

【原子力災害対策本部】

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部 の区域を単位として出荷制限等を指示(平成23年3月21日~)

■食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

- 食品中の放射性物質の基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会※が指標としている、
 年間線量1ミリシーベルト
 を踏まえ設定している。
 - ※(FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)の合同委員会)

食品から受ける 線量(人体への 影響)の上限 年間線量

食品1kg あたりの量 に換算

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

放射性セシウムの基準値

(単位:ベクレル/kg)

(平成24年4月~現在)

※ 現行基準値は、放射性セシウム以外の核種(ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106)からの線量を含め、 食品を摂取することにより受ける線量が、年間1ミリシーベルトを超えないように放射性セシウムの基準値を設定している。

■ 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品 (平成30年11月末時点)

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、非結球性葉菜類(ホウレンソウ・コマツナ等)、結球性葉菜類(キャベツ等)、アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー・カリフラワー等)、カブ、 原木シイタケ(露地・施設栽培)注1、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)注2、タケノコ、ワサビ(畑において栽培されたものに限る。)、ウド(野生のものに限る。)、クサソテツ(こごみ)、コシアブラ、ゼンマイ、ウワバミソウ(野生のものに限る。)、タラノメ(野生のものに限る。)、フキ、フキノトウ(野生のものに限る。)、ワラビ、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、米(平成23・24・25・26・27・28・29・30年産)注1、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ、ウナギ、アユ(養殖を除く。)、イワナ(養殖を除く。)、コイ(養殖を除く。)、フナ(養殖を除く。)、クマの肉(全域) 水産物(7種)、牛の肉注1、イノシシの肉、カルガモの肉、キジの肉、ノウサギの肉、ヤマドリの肉
青森県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) ^{注3}
岩手県	(一部地域) 原木シイタケ(露地栽培) ^{注1} 、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培) ^{注1} 、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、コシアブラ、ゼンマイ、セリ(野生のものに限る。)、ワラビ(野生のものに限る。)、クロダイ、イワナ(養殖を除く。) (全域) 牛の肉 ^{注1} 、シカの肉、クマの肉、ヤマドリの肉
宮城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地栽培)注1、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、コシアブラ、ゼンマイ、タラノメ(野生のものに限る。)、ワラビ(野生のものに限る)、イワナ(養殖を除く。)、アユ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ (全域) クロダイ、牛の肉注1、イノシシの肉、クマの肉、シカの肉注1
山形県	(全域) クマの肉 ^{注1}
茨城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、タケノコ、コシアブラ(野生のものに限る。)、アメリカナマズ(養殖を除く。)、ウナギ (全域) イノシシの肉 ^{注1}
栃木県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)、コシアブラ(野生のものに限る。)、サンショウ(野生のものに限る。)、ゼンマイ(野生のものに限る。)、タラノメ(野生のものに限る。)、ワラビ(野生のものに限る。)(全域) 牛の肉 ^{注1} 、イノシシの肉 ^{注1} 、シカの肉
群馬県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)、こしあぶら(野生のものに限る。)、たらのめ(野生のものに限る。)、イワナ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。) く。) (全域) イノシシの肉、クマの肉、シカの肉、ヤマドリの肉
埼玉県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
千葉県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) $^{ lambda1}$ 、ギンブナ、コイ、ウナギ (全域) イノシシの肉 $^{ lambda1}$
新潟県	(一部地域) コシアブラ(野生のものに限る。)、クマの肉
山梨県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
長野県	$(一部地域)$ キノコ類(野生のものに限る。 $)^{{}^{1}}$ 、コシアブラ、シカの肉 $^{{}^{1}}$
静岡県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)

注1) 県の管理下のもとで出荷するものについて一部解除 注2) このうち、一部地域のナメコ、ムキタケ、クリタケ及びマイタケを除く 注3) このうち、一部地域のナラタケを除く 注4) このうち、一部地域のマツタケを除く

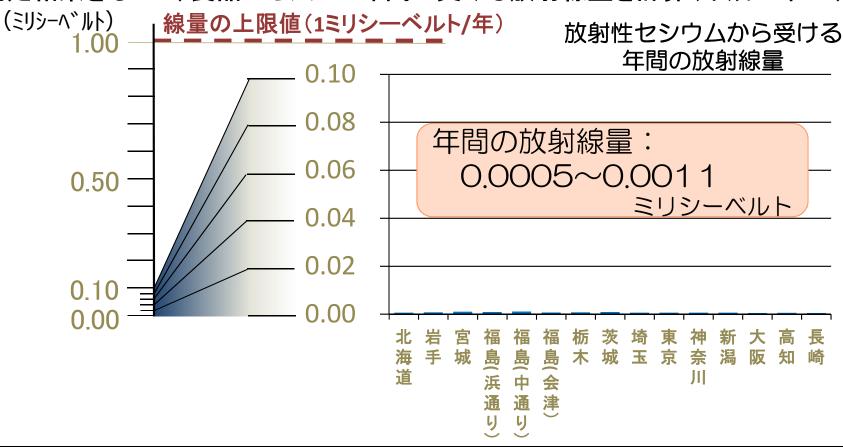
Ⅰ流通食品での調査(マーケットバスケット調査)

平成31年度予算案 0.8億円

● 各地で流通する食品を購入し、放射性セシウムを精密に測定

国民の食品摂取量(国民健康・栄養調査)の、地域別平均に基づいて購入し、混合して測定

- ◆通常の食事の形態に従った、簡単な調理をして測定
- ◆生鮮食品はできるだけ地元産・近隣産のものを購入
- この測定結果をもとに、食品から人が1年間に受ける放射線量を計算(平成30年2-3月調査)



実際の線量は、基準値の設定根拠である年間1ミリシーベルトの1%以下

■ (参考) 食品をもとにした線量推計について

●平成23年秋以降に実施した線量推計結果一覧表

公表時期	調査時期	調査対象食品	調査地域	調査結果
平成23年12月22日	平成23年9-11月	流通食品	3 地域	0.0024~0.019 mSv/y
平成25年3月11日	平成24年2-3月	流通食品	12地域	0.0009~0.0094 mSv/y
平成25年3月11日	平成24年3-5月	家庭の食事(乳児、高齢者、妊婦等を含 む7区分)	9地域	0.0012~0.0039 mSv/y
平成25年6月21日	平成24年9-10月	流通食品	15地域	0.0009~0.0057 mSv/y
平成25年11月8日	平成25年3月	家庭の食事(幼児と成人の2区分)	10地域	0.0001~0.0022 mSv/y
平成25年12月13日	平成25年2-3月	流通食品	15地域	0.0008~0.0071 mSv/y
平成26年7月10日	平成25年9-10月	流通食品	15地域	0.0008~0.0027 mSv/y
平成26年11月26日	平成26年2-3月	流通食品	15地域	0.0007~0.0019 mSv/y
平成27年5月15日	平成26年9-10月	流通食品	15地域	0.0007~0.0022 mSv/y
平成27年11月20日	平成27年2-3月	流通食品	15地域	0.0006~0.0020 mSv/y
平成28年6月3日	平成27年9-10月	流通食品	15地域	0.0006~0.0015 mSv/y
平成28年12月16日	平成28年2-3月	流通食品	15地域	0.0006∼0.0011 mSv/y
平成29年6月23日	平成28年9-10月	流通食品	15地域	0.0007~0.0014 mSv/y
平成29年12月15日	平成29年2-3月	流通食品	15地域	0.0006~0.0010 mSv/y
平成30年6月15日	平成29年9-10月	流通食品	15地域	0.0006∼0.0011 mSv/y
平成30年12月21日	平成30年2-3月	流通食品	15地域	0.0005~0.0011 mSv/y

■ 食品中の放射性物質対策に関するリスクコミュニケーションの主な取組

平成31年度予算案 8,633千円の内数

1. 広報の実施

○厚生労働省のホームページ「食品中の放射性物質への対応」における情報提供

対策の概要資料、Q&A、試験法や検査計画に関するガイドライン等を掲載。また、地方自治体からの検査結果を取りまとめ、基準値超過の有無にかかわらず全てを公表。

英語のウェブページも作成し、対策の概要や検査結果等について情報発信を実施。

○Twitterを活用した情報提供

厚生労働省食品安全情報Twitterで、毎週発表される食品中の放射性物質の検査結果の他、出荷制限の設定・解除に関する情報やその他関連する最新情報を提供。

○政府広報

新聞、ラジオ、インターネット等の媒体により、幅広く基準値や検査体制等について、関係省庁と連携し、広報を実施。

○キャンペーン「食べものと放射性物質のはなし」

平成24年9月~12月まで、関係省庁(消費者庁、内閣府食品安全委員会、農林水産省)と連携し、スーパーマーケットの食品売り場や公共施設等において、ポスターの掲示や、リーフレットの配布を実施。

○その他

• リ ー フ レ ッ ト : 基準値の概要について、一般消費者向けのリーフレットを作成。

• **ラ** ・ **ジ** ・ ・ 内閣府被災者生活支援チームによる福島県内のラジオ放送で基準値について説明。

• **地方自治体の広報誌等** : 都道府県や市町村の広報誌等への広報・周知を要請。

2. 説明会等の開催

○消費者、生産者等との意見交換会

関係省庁及び地方自治体と連携しながら、食品中の放射性物質の基準値等について、

消費者、事業者、生産者等を対象に、全国各地で意見交換会を開催。

平成23年度: 7 箇所 平成24年度: 27箇所 平成25年度: 8 箇所 平成26年度: 6 箇所 平成27年度: 6 箇所 平成28年度: 9 箇所 平成29年度: 7 箇所 平成30年度: 7 箇所

○講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも担当者を派遣。



ふくしま食品衛生管理モデル等推進事業

平成31年度予算案 100.540千円

事業概要

福島県産食品の安全性は確保されているが、県産農水産物と同様に、未だ風評が払拭されていない県産加工食品に対し、「ふくしま食品衛生管理モデル」を導入し、事業者が消費者や取引先に対して行う安全性の確保に向けた取組の情報発信を支援する。また、東京オリンピック・パラリンピックを見据えて国内外へ福島県産食品の安全情報の一つとして発信する。

I. 導入支援ツールの開発

- ①放射性物質関係情報の配信
- ②HACCPの考え方に基づく衛生管理計画書の作成及び 記録管理の支援
- ③導入済み施設の消費者向け情報発信

Ⅱ. ふくしま食品衛生管理モデルの周知等

- ①県内小規模食品等事業者を対象に手引書等を配布し周知
- ②導入支援説明会の開催
- ③導入支援員の育成及び対象施設への導入支援

ふくしま食品衛生管理モデル ③消費者への情報発信 ②HACCPによる製造・加工工程の管理 ①放射性物質関係情報の配信

ふくしま県GAP等

★「ふくしま食品衛生管理モデル」導入支援ツール

①放射性物質関係情報の配信

● 希望する原材料のモニタリング検査結果や出荷制限の情報を自動配信

②HACCPの考え方に基づく衛生管理計画書の作成及び記録管理の支援

- 各業界が作成した手引書等を参考に、事業者は選択式で入力
- 乾燥・加熱等の放射性物質の濃縮に繋がる工程の確認
- 衛生管理計画書に従った日々の管理状況を記録・保存
- 週・月毎に管理状況を統計的に管理し、その後の検証に活用

③導入済み施設の消費者向け情報発信

- (1)専用サイトによる導入済み施設の紹介
- 各施設の安全性確保に向けた取組を紹介
- 地図ソフトとも連携し、各種検索に対応 (2)QRコードの出力
- 各施設の紹介サイトへ誘導するQRコードの出力
- QRコードは飲食店のメニューや包装済み商品への添付を想定
- → 消費者を紹介サイトへ積極的に誘導



東電福島第一原発作業員の被ばく線量管理の対応と現状

事故後5年間(H23.3~H28.3月)において、東電福島第一原発で働いた作業員は約4万7千人。このうち、緊急作業従事者で250mSv超が6人、100mSv超が174人。

250mSv超 6人

100mSv超

174人

100mSv超 0人

今後も高線量下での作業が見込まれるため、被ばく線量の低減等について、引き続き厳しく指導する。

●東電福島第一原発における作業員の被ばく状況

表1. 震災発生後から5年間の全作業員の累積被ばく線量

屋(人())	H23.3~H28.3月累積線量		
区分(mSv)	東電社員	協力会社	計
250超	6	0	6
200超~250	1	2	3
150超~200	26	2	28
100超~150	117	20	137
75超~100	321	312	633
50超~75	328	1,801	2,129
20超~50	633	6,515	7,148
10超~20	619	5,794	6,413
5超~10	507	5,439	5,946
1超~5	908	9,618	10,526
1以下	1,246	12,759	14,005
計	4,712	42,262	46,974
最大(mSv)	678.80	238.42	678.80
平均(mSv)	22.43	11.76	12.83

表2. <u>平成28年度以降現在までの</u> 全作業員累積被ばく線量※

豆八(c)	H28.4~H30.10月累積線量				
区分(mSv)	東電社員	協力会社	計		
100超	0	0	0		
75超~100	0	1	1		
50超~75	0	53	53		
20超~50	20	1,198	1,218		
10超~20	117	1,869	1,986		
5超~10	159	2,076	2,235		
1超~5	508	4,464	4,972		
1以下	1,266	8,349	9,615		
計	2,070	18,010	20,080		
最大(mSv)	30.68	75.50	75.50		
平均(mSv)	2.29	5.18	4.88		
	•		-		

資料出所:「福島第一原子力発電所作業者の被ばく線量の評価状況 について」(東京電力)を基に厚生労働省が作成

【対応状況の経過】

- ① 法定被ばく限度は、通常時は100mSv/5年かつ50mSv/年、緊急作業(事故対応作業)時は100mSvである。
- ② 平成23年3月14日に、東電福島第一原発の緊急作業中の被ばく限度を100mSvから250mSvへ引き上げる特例省令が施行された。
- ③ 平成23年12月16日のステップ2の完了とともに250mSvの特例省令が廃止され、原則として通常時の被ばく限度(50mSv/年かつ100mSv/5年)が適用となる(原子炉冷却等の作業従事者(東電社員のみ約1,200人)は、平成27年9月まで緊急作業時の被ばく限度(100mSv)が適用)。
- ④ 各年度における個人の最大被ばく線量は、法定被ばく限度の50mSv/年を下回っている。 (H25年度:41.90mSv、H26年度:39.85mSv、H27年度43.20mSv、H28年度38.83mSv、H29年度32.74mSv)

43